


令和 元年 5月 10日


学校法人 淳心学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 淳心学園

常勤監事 佐藤 進一 

監事 名越 隆雄 

監査報告書

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人淳心学園寄附行為第8条第2項の規定に基づき、学校法人淳心学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査しました。

私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、担当理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を検査点検するとともに、会計監査人と連携し、計算書類についてその正確性を検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

私たちは、監査の結果、学校法人淳心学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく表示しており、業務及び財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

令和 元年 5 月 10 日


学校法人 淳心学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 淳心学園

常勤監事

佐藤 進一 

監事

名越 隆雄 

監査実施報告書

1. 当学校法人の教育理念は、「私たちは教育基本法及び学校教育法を基に、伝統と文化を尊び、知性と専門性を養い、地域社会の発展に寄与する人間を育成することを目的とする」とあります。
2. 私たちは、上記の理念に基づき運営されている学校法人について、次のような監査を実施しました。私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人淳心学園寄附行為第 8 条第 2 項の規定に基づき、学校法人淳心学園の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。
 - (1) 私たちは、監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、担当理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を検査点検するとともに、会計監査人と連携し、計算書類についてその正確性を検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。
 - (2) 監査の結果、当学校法人の業務運営に関する決定及び執行は適切であり、計算書類は新会計基準に準拠し適用されており、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく表示しております。業務及び財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
3. 当法人は、大学開学後 2 年を経過し、国及び地域社会より、長期的、安定的、堅実な法人運営を求められており、今後は 将来の長期展望を考えて、当法人の業務運営の中長期計画の策定が望まれておりますことを報告します。

以上